

社会情報学部研究報告投稿細則

平成 6 年 6 月 15 日 制定

改正 平成 20 年 10 月 1 日

改正 平成 22 年 9 月 15 日

改正 平成 23 年 5 月 18 日

改正 平成 26 年 6 月 11 日

改正 平成 27 年 5 月 13 日

(趣 旨)

第 1 条 この細則は、群馬大学社会情報学部研究報告規程（以下「規程」という。）第 6 条の規定に基づき必要な事項について定める。

(投稿原稿)

第 2 条 投稿原稿は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 投稿原稿の種類は、総説、原著論文（学術論文）、短報、研究ノート、翻訳、書評、資料等（研究活動の要旨は含まない。）とする。
- (2) 投稿原稿作成にあたっては、社会情報学部研究論集執筆要領に従うこと。
- (3) 提出された投稿原稿は返却しない。

第 3 条 投稿原稿は、清書したものに所定の投稿票を添えて群馬大学社会情報学部附属社会情報学研究センター長（以下「センター長」という。）に提出する。

- 2 投稿原稿の締切日は、センター運営会議の議を経てセンター長が定めるものとする。
- 3 投稿原稿受理年月日は、センター長が投稿原稿を受けた日とする。
- 4 締切後の原稿は受理しない。

(経費の負担)

第 4 条 次の各号に掲げる経費は、投稿者が「配分研究費」で負担する。

- (1) 別刷にかかる印刷業者の請求額
- (2) 規定ページ数（20 ページ）を超える場合の超過 1 ページあたり 3,000 円
- (3) 図のトレースにかかる印刷業者の請求額

第 5 条 投稿原稿の校正は筆者が行い、2 校までとする。ただし、センター長の判断により、これを超える訂正を認めることがある。なお、校正時における原稿の著しい訂正は認めない。

附 則

この細則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この細則は、平成 20 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この細則は、平成 22 年 9 月 15 日から施行する。

附 則

この細則は、平成 23 年 5 月 18 日から施行する。

附 則

この細則は、平成 26 年 6 月 11 日から施行する。

附 則

この細則は、平成 27 年 5 月 13 日から施行する。